

# 小山市事務事業評価シート

令和4年度版

No. 20

<b>1. 基本情報</b>			
<1> 事業・業務名	粟宮新都心第一土地区画整理事業（区画整理助成金）		<2> 事業・業務の別
<3> 選定基準	③ その他		事業
<5> 総合計画基本計画での体系	大項目	4 暮らしやすく住み続けたい 地域の活力を生かしたまちづくり	<4> 継続業務・新規業務の別
	中項目	4-2 みんなの暮らしを支える生活基盤整備	新規業務
	小項目	4-2-1 市街地整備	<6> 担当部(局)
	施策	新市街地開発	都市整備部
<9> 根拠法令・計画等	土地区画整理法・粟宮新都心基本計画	<10> 関連・類似事業	市街地整備課
<11> 会計	一般 会計	<12> 予算科目	8 款 4 項 2 目
<13> 実施期間	R4 年度 ~ R9 年度	<14> 全体事業費	1,949,000 千円
<15> 実施手法	補助金・負担金・貸付金等 「その他」の場合 ( )		

## 2. Do - 実施 -

<16> 事業・業務の概要	約20haの粟宮新都心第一地区で実施する組合施行の土地区画整理事業に対して、助成金及び公共施設管理者の負担金を支出し、公共施設整備と一体となった市街地整備を目指す。							
目的	<17> 事業・業務の目的	土地区画整理事業の早期完了						
	<18> 事業・業務の対象	小山市粟宮新都心第一土地区画整理組合						
手段	<19> 令和3年度の活動内容	区画整理組合設立に向けた支援を実施。						
	<20> 活動指標（活動した量や実績）	指標名	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
		準備会（理事会）開催数	回	9	8	9	13	12
		指標とした理由	土地区画整理事業の立上げ（事業完了）に向けて、今後の事業方針を決定する会議であることから、活動回数が直接的に事業進捗に影響するため。					

<21> 事業・業務の成果	都市と田園環境が調和した、緑豊かでゆとりある良好な住宅地を整備する。						
---------------	------------------------------------	--	--	--	--	--	--

成果	<22> 成果指標（活動した結果得られた成果の量や実績）	指標名	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
		土地区画整理事業進捗率	%	—	—	—	32	67
		活動指標との関係や成果指標とした理由	事業進捗率は、数値化が困難な土地区画整理事業への技術的支援に対する成果であり、負担金支出の根拠であり、事業完了の具体的な目安となるため。					
		活動指標との関係や成果指標とした理由						

資源	<23> 投入指標（投入するお金の量）	コスト実績	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
			千円	14,669	12,658	8,869	7,818	107,737	930,737	
		財源内訳	事業費等	千円	10,800	8,789	5,000	3,949	100,000	923,000
			国・県補助金	千円						316,350
			地方債	千円	8,100	6,500	3,700	2,900	75,000	511,400
			その他	千円						
		一般財源	千円	2,700	2,289	1,300	1,049	25,000	95,250	
		上記の主な用途	公共施設の整備							
		人件費	千円	3,869	3,869	3,869	3,869	7,737	7,737	
		正職員	千円 × 人役	7,737 × 0.5	7,737 × 0.5	7,737 × 0.5	7,737 × 0.5	7,737 × 0.5	7,737 × 0.5	
他の職員	千円 × 人役	×	×	×	×	7,737 × 0.5	7,737 × 0.5			

## 3. Check - 評価 -

実 績 評 価	妥当性	<24> 事務事業を実施する目的や対象は妥当か？	1. 妥当である
		理由	公共施設の整備又は公共施設の用に供する土地の取得に要すべき費用の範囲において、土地区画整理事業の施行者に対して支払うものであり、目的・対象とも妥当である。
		<25> 事務事業を実施する手段や実施手法は妥当か？	1. 妥当である
		理由	土地区画整理法第120条（公共施設管理者の負担金）及び小山市土地区画整理事業助成規則に基づき負担できるものであり、妥当である。
		<26> 事務事業の実施に対する市民ニーズはあるか？	2. 変わらずにある
	理由	本事業の負担金により区画整理事業収入の一部を賄うことで事業計画が作成されており、組合にとって必要不可欠である。	
	<27> 今後も市が実施する事務事業として妥当か？	1. 妥当である	
	理由	市は組合に対して土地区画整理事業の施行の促進を図るために必要な助言・援助をすることができることから、今後も土地区画整理組合に対して助成金・負担金を支出する。	
	有効性	<28> 事務事業の成果の向上の余地はあるか？	1. 向上の余地はある
		理由	地区周辺の都市計画道路の整備が順次進行中であり、区画整理完了後においても住宅地としてのポテンシャルが向上する可能性が高い。
効率性	<29> 総合計画基本計画施策への貢献度は大きいのか？	1. 大きい	
	理由	土地区画整理事業の早期完了に資する。	
公平性	<30> 事務事業の効率の向上の余地はあるか？	1. 向上の余地はある	
	理由	区画整理組合の事業運営を適切に指導・支援することで、事業費削減を図ることができる。	
<32> 総合評価	<31> 受益者負担の水準は妥当だと考えられるか？	4. 該当しない	
	理由	本事業で支出するのは、公共施設管理者負担金及び土地区画整理事業費助成金であり、受益者負担を求めものではない。	
		3. 改善の余地はない	理由 人口減少や地価下落により、近年の組合土地区画整理事業の事業資金は、減歩（地権者負担）だけでは賄えず、全国的に行政の助成金等に頼らざるを得ない状況にある。

## 4. Action - 改善 -

事業の改善	<33> 事業の課題 事業の改善点	人口減少や地価下落により、近年の組合土地区画整理事業の事業資金は、減歩（地権者負担）だけでは賄えず、全国的に行政の助成金等に頼らざるを得ない状況にある。 今後は、今まで人口の受け皿として行ってきた区画整理の意義を見直し、一定の市街化が進んだ既成市街地において、生活利便性の向上等を目的としたコンパクトな区画整理について研究・検討を進めてゆく。
-------	----------------------	--

## 5 Plan - 計画 -

事業の方向性	<34> 1次評価	所属長	1. 拡大	理由 本事務事業は、土地区画整理法の公共施設管理者負担金及び小山市土地区画整理事業助成規則による組合土地区画整理事業費助成金の支出であり、引き続き同様に実施するが、「柔らかな区画整理」等、事業効果の高い区画整理手法の検討に併せ、その目的に対応するよう土地区画整理事業助成規則の交付条件等の緩和について検討が必要。
	<35> 2次評価	所管部長	1. 拡大	理由 今後の区画整理における、組合等民間活力により行う土地区画整理事業の公的効果をふまえて、組合への助成範囲の拡大についても検討する必要がある。
	<36> 実施計画・今後の方針	施行中の土地区画整理事業について、事業進捗に合わせて計画的に助成金等を支出する。		
事業の計画	<37> 活動・成果目標	土地区画整理事業の進捗に合わせて、適切に負担金、助成金を支出し、事業計画どおりに土地区画整理事業を完了させる。		